

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第三十三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。)</p> <p>イ 機能強化型サービス利用支援費(1)及び機能強化型継続サービス利用支援費(1)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 他の指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。)</p> <p>第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。)</p> <p>と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。</p> <p>(二) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(三) 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員(指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)</p> <p>に対し、相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。)</p> <p>を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p>	<p>(新設)</p>

- (2)
- (四) 基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）を提供していること。
- (五) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (六) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。
- (七) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- (八) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。
- (九) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数（算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数をいう。以下同じ。）が四十未満であること。
- (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談

支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(三) 取扱件数が四十未満であること。

ロ| 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)| 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(六)まで、(八)及び(九)の基準に適合すること。

(二) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2)| 支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(三) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ハ| 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅴ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)、(三)から(六)まで及び(九)の基準に適合すること。

(二) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。

(二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(三) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ニ  
機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅴ)  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。

(2) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

二  
算定告示別表の3の注1の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

一  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。)別表の3の注の厚生労働大臣が定める基準  
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規にサービス等利用計画（法第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等（法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合

ロ (略)  
(削る)

イ 新規にサービス等利用計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等（法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合

ロ (略)  
イ

二 算定告示別表の4の注の厚生労働大臣が定める基準  
イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 専ら指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であること。

(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

(3) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

(4) 指定特定相談支援事業所（指定基準第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(5) 基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。へにおいて同じ。）等から

支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。

(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

(7) 算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数（以下単に「取扱件数」という。）が四十未満であること。

特定事業所加算Ⅱ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) (1) イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。

専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していること。

(3) 指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

特定事業所加算Ⅲ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) (2) (1) イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。

(3) (2) ロの(3)の基準に適合すること。  
専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

特定事業所加算Ⅳ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) (2) (1) イの(2)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。

ロの(3)の基準に適合すること。

(3) (2) ロの(3)の基準に適合すること。  
専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門

<p>三 （略）</p> <p>四 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準 （略）</p> <p>五 算定告示別表の13の注の厚生労働大臣が定める基準 （略）</p> <p>六 算定告示別表の14の注の厚生労働大臣が定める基準 （略）</p> <p>七 算定告示別表の15の注の厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート 研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し 、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨 の証明書の交付を受けた者であつて、次の（一）及び（二）に掲げるも のを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算 方法で〇・五以上配置していること。</p> <p>（一） 法第四条第一項に規定する障害者（以下この（一）及び（二）にお いて単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村 長が認める者</p> <p>（二） 管理者、相談支援専門員その他指定計画相談支援に従事す る者</p> <p>ロ イに掲げる者のいずれかにより、当該指定特定相談支援事業 所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一 回以上行われていること。</p> <p>ハ イに掲げる者を配置している旨を公表していること。</p> <p>八 算定告示別表の16の注及び17の注の厚生労働大臣が定める基準 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位 置付けられていることを定めていること。</p>	<p>三 （略）</p> <p>四 算定告示別表の11の注の厚生労働大臣が定める基準 （略）</p> <p>五 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準 （略）</p> <p>六 算定告示別表の13の注の厚生労働大臣が定める基準 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>七 算定告示別表の14の注及び15の注の厚生労働大臣が定める基準 指定基準第十九条に規定する運営規程において、地域生活支援 拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施 を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第 百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点をいう。）で</p>
--	--



あることを定めていること。

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第三十四条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 機能強化型障害児支援利用援助費(1)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 他の指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 障害児に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。</p> <p>(二) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(三) 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員（指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）に対し、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p>	<p>(新設)</p>

- (四) 基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）を提供していること。
- (五) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (六) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。
- (七) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- (八) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。
- (九) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ取扱件数（算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数をいう。(2)において同じ。)が四十未満であること。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(三) 取扱件数が四十未満であること。

ロ

機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(六)まで、(八)及び(九)の基準に適合すること。

(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ハ

機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅴ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)、(三)から(六)まで及び(九)の基準に適合すること。

(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。

(二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ニ 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅴ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。

(2) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするとともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

二 算定告示別表の3の注1の厚生労働大臣が定める基準

一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。）別表の3の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規に障害児支援利用計画（法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

ロ 障害児支援利用計画を作成する月の前六月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービス（障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合

（削る）

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規に障害児支援利用計画（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

ロ 障害児支援利用計画を作成する月の前六月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合

二

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 専ら指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であること。

(2) 障害児に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

(3) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児

- 等の相談に対応する体制を確保していること。
- (4) 指定障害児相談支援事業所（指定基準第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- (5) 基幹相談支援センター（障害者総合支援法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。へにおいて同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を提供していること。
- (6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (7) 算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数（以下単に「取扱件数」という。）が四十未満であること。
- 特定事業所加算Ⅲ
- ロ
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) (1) イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。
- 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していること。
- (3) 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- 特定事業所加算Ⅳ
- ハ
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) (1) イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。
- ロの(3)の基準に適合すること。
- (3) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専



<p>三 (略) 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)</p>	<p>四 (略) 算定告示別表の13の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)</p>	<p>五 (略) 算定告示別表の14の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)</p>	<p>六 (略) 算定告示別表の15の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)</p>	<p>七 (略) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート 研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し 、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨 の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるも のを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換 算方法で〇・五以上配置していること。 (一) 障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者(以下こ の(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者で あつたと市町村長が認める者 (二) 管理者、相談支援専門員その他指定障害児相談支援に従事 する者 ロ イに掲げる者のいずれかにより、当該指定障害児相談支援事 業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年</p>	<p>二 門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援 従事者現任研修を修了していること。 特定事業所加算(Ⅳ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イの(2)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。 (2) ロの(3)の基準に適合すること。 (3) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専 門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援 従事者現任研修を修了していること。</p>	<p>三 (略) 算定告示別表の10の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)</p>	<p>四 (略) 算定告示別表の11の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)</p>	<p>五 (略) 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)</p>	<p>六 (新設) 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)</p>
---	---	---	---	---	--	---	---	---	--

一回以上行われていること。

ハ イに掲げる者を配置している旨を公表していること。

八 算定告示別表の16の注及び17の注の厚生労働大臣が定める基準  
運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位  
置付けられていることを定めていること。

七

算定告示別表の13の注及び14の注の厚生労働大臣が定める基準  
指定基準第十九条に規定する運営規程において、地域生活支援  
拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施  
を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第  
百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点をいう。）で  
あることを定めていること。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第三十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成三十年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(削る)

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という。)別表第1の1のイの地域移行支援サービス費(1)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定地域移行支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定基準」という。)第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。)の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。

ロ 指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援(指定基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。)を利用した地域相談支援給付決定障害者(同条第五号に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。)のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において三

改正前

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一 指定地域移行支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定基準」という。)第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。)の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又はこれらに準ずる者であること。

(新設)

人以上いること。

ハ 指定地域移行支援事業所が、法第五条第二十項に規定する精神科病院、指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。

二 算定告示別表第1の1のロの地域移行支援サービスクラス費(Ⅱ)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 一のイ及びハに掲げる基準に適合すること。

ロ 指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において一人以上いること。

三 算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 法第四条第一項に規定する障害者(以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者であったと都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という

二 指定地域移行支援事業所において、指定基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援を利用した同条第五号に規定する地域相談支援給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において一人以上いること。

(新設)

三 指定地域移行支援事業所が、精神科病院(法第五条第二十項に規定する精神科病院をいう。)、指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。

(新設)

。又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長）が認める者

(二) 管理者又は指定基準第三条第一項に規定する指定地域移行支援従事者

(2) (1)に掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。

(3) (1)に掲げる者を配置している旨を公表していること。

四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注

3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第七号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。

五 算定告示別表第1の5の体験宿泊加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

第四号の規定を準用する。

六 算定告示別表第1の6の居住支援連携体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所及び第2の4の居住支援連携体制加算を算定すべき指定地域定着支援事業所（指定基準第四十条において準用する指定基準第三条第一項に規定する指定地域定着支援事業所をいう。以下同じ。）の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。

（新設）

（新設）

（新設）

<p>ロ イに規定する体制を確保している旨を公表していること。</p> <p>七 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービスの注2の2の加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準</p> <p>指定基準第四十五条において準用する指定基準第二十七条に規定する運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p> <p>八 算定告示別表第2の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準</p> <p>第三号の規定を準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正）

第三十六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。



(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基<sup>1</sup>づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)別表計画相談支援給付費単位数表4に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。)を修了した後、相談支援又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。</p> <p>別表 (略)</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基<sup>1</sup>づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十号)第二号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。)を修了した後、相談支援又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。</p> <p>別表 (略)</p>

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正）

第三十七条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号)別表障害児相談支援給付費単位数表4に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修(指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。)</p> <p>を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であって、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。</p> <p>別表 (略)</p>	<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号)第二号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修(指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。)</p> <p>を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であって、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。</p> <p>別表 (略)</p>